

令和3年3月1日

横浜市公共基準点管理保全要綱手続きに伴う押印の廃止に関するお知らせ

令和3年3月1日から、横浜市公共基準点管理保全要綱手続きに係る申請書等への押印を廃止します。

押印を廃止する様式は以下になります。

- (1)横浜市公共基準点付近での工事施工届出書(様式第1号)
- (2)横浜市公共基準点付近での工事しゅん功報告書(様式第2号)
- (3)横浜市公共基準点復旧承認申請書(様式第3号)
- (4)横浜市公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第5号)
- (5)横浜市公共基準点(一時撤去・移転)協議書(様式第7号)
- (6)横浜市公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第9号)
- (7)横浜市公共基準点設置工事しゅん功報告書(様式第10号)
- (8)横浜市公共基準点引渡書(様式第11号)
- (9)横浜市公共基準点二次本点撤去報告書(様式第13号)

申請者、作業機関の欄への記名[※]で申請を受け付けます。

※「記名」とは、印刷やゴム印・スタンプによるもののほか、自筆も含まれます。

上記様式は本市ホームページ内の「横浜市公共基準点管理保全要綱」、「横浜市公共基準点管理保全要綱手続きの手引き」にあります。

「横浜市公共基準点の管理・保全」(道路局道路部道路調査課)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/kijunten.html

ご不明な点は道路調査課職員までお尋ねください。

本市における押印・署名廃止のお知らせについては下記記者発表資料をご確認ください。

「申請書等への押印・署名を3月1日から順次廃止していきます」(総務局行政・情報マネジメント課)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/somu/2020/ouinminaoshi.html>

道路局道路部道路調査課

電話:045-671-2774

FAX:045-550-4954